

令和 6 年 4 月

狛江市議会第 2 回臨時会提出議案

 東京都狛江市

提 出 議 案

六一
ジ一

- | | |
|--|------|
| 1 報告第1号 狛江市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて | -3- |
| 2 報告第2号 狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて | -34- |
| 3 報告第3号 狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて | -42- |
| 4 議案第27号 狛江市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例 | -46- |
| 5 議案第28号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | -48- |
| 6 議案第29号 中央図書館のあり方に関する住民投票条例の制定について | -53- |

報告第 1 号

狛江市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年3月30日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和6年4月26日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

専 決 処 分 書

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法第179条第1項の規定により、狛江市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

報告第 1 号別紙

泊江市税条例の一部を改正する条例

泊江市税条例（平成 3 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(市民税の減免) 第51条 (略) 2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1)～(3) (略) 3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (固定資産税の減免) 第71条 (略) 2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。	(市民税の減免) 第51条 (略) 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (固定資産税の減免) 第71条 (略) 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

改 正 後	改 正 前
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
（特別土地保有税の減免）	（特別土地保有税の減免）
第139条の3 (略)	第139条の3 (略)
2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。	2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
付 則	付 則
（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）	
第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4 第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下こ	

改 正 後	改 正 前
<p>の項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。</p> <p>2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。</p> <p>3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特</p>	
	<p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特</p>

改 正 後	改 正 前
<p>例)</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p style="text-align: center;">(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)</p> <p>第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定することにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び付則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、付則第5条第2項、付則第7条第1項、付則第7条の3の2第1項、前条及び付則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「付則第5条の6第2項」とあるのは「付則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「付則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における</p>	<p>例)</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、付則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。</p> <p>(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)</p> <p>第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徵収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徵収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徵収に係る個人の都民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徵収に係る個人の都民税の額をいう。）及び普通徵収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徵収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徵収に係る個人の市民税の額、普通徵収に係る個人の都民税の額及び普通徵収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下の項において「普通徵収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徵収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徵収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項</p>	

改 正 後	改 正 前
<p>において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。</p> <p>(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、同項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。</p> <p>(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金</p>	

改 正 後	改 正 前
<p>額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した金額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。</p> <p>(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。</p>	
<p>2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）</p>	
<p>第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（付則第7条の5第1項の規定の</p>	

改 正 後	改 正 前
<p>適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第</p>	

改 正 後	改 正 前
<p>3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p>	

改 正 後	改 正 前
(3) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u>	
(4) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u>	
(5) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市</u>	

改 正 後	改 正 前
<p>民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。</p>	
<p>2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。</p>	
<p>3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得</p>	

改 正 後	改 正 前
<p>た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。</p>	

改 正 後	改 正 前
4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。	
5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。	
(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)	
第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定することにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、付則第5条第2項、付則第7条第1項、付則第7条の3の2第1項、付則第7条の4及び付則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	
(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)	(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)
第8条 (略)	第8条 (略)
2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8ま	2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8ま

改 正 後	改 正 前
で、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項、付則第7条の3の2第1項及び <u>付則第7条の4</u> の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができます。	で、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項、付則第7条の3の2第1項及び <u>前条</u> の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができます。
3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、 <u>付則第7条の5第1項及び前条</u> の規定の適用については、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第8条第2項」と、付則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、付則第8条第2項及び」と、前条中「付則第7条の4及び」とあるのは「付則第7条の4、次条第2項及び」とする。	3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、 <u>同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに付則第8条第2項」とする。</u>
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第10条の2 (略)	第10条の2 (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、7分の6とする。	7 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。	8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。	9 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。	10 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。	11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
12 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。	12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
13 法則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規	

改 正 後	改 正 前
定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 14 (略)	規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 13 (略) 14 法附則第15条第32項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
15 法附則第15条第32項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	15 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
16 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	16 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
17 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。	17 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。
18 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。	18 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
19 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。	19 (略)
20 (略)	20 (略)
21 (略)	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第10条の3 (略)	第10条の3 (略)
2 (略)	2 (略)
3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該	

改 正 後	改 正 前
区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。	
4 (略)	3 (略)
5 (略)	4 (略)
6 (略)	5 (略)
7 (略)	6 (略)
8 (略)	7 (略)
9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 <u>附則第7条第9項各号</u> に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(7) (略)	8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 <u>附則第7条第8項各号</u> に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(7) (略)
10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 <u>附則第7条第10項各号</u> に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略)	9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 <u>附則第7条第9項各号</u> に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略)
11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 <u>附則第7条第</u>	10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 <u>附則第7条第</u>

改 正 後	改 正 前
<p>11項各号に掲げるに規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>
<p>12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修等工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第12項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修等工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第11項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>
<p>13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第17項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第16項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>
<p>14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第18項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>

改 正 後	改 正 前
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎 となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用	(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎 となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
(6) (略)	(6) (略)
15 (略)	14 (略)
(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)	(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)
第11条 次条から付則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。	第11条 次条から付則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。
(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略)
(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第4項	(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第5項
(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)	(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)
第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和7年度又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。	第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。
2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は	2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は

改 正 後	改 正 前
<p>令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第12条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p>	<p>令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について</p>	<p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分</u>の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について</p>

改 正 後	改 正 前
<p>て法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</u></p> <p>第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第号）附則第21条の規定に基づき、<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税について</u>は、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないこととする。</p> <p>（農地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>）</p> <p>第13条 農地に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の</u></p>	<p>て法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</u></p> <p>第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条の規定に基づき、<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税について</u>は、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないこととする。</p> <p>（農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>）</p> <p>第13条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>	<p>固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。<u>以下この項において同じ。)</u>に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>
(略)	(略)
2・3 (略)	2・3 (略)
(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)	(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)
第13条の2 (略)	第13条の2 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
	4 令和2年度分の固定資産税について泊江市税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第11号）による改正前の泊江市税条例（以下「令和3年改正前の条例」という。）付則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係

改 正 後	改 正 前
<p>第13条の3 市街化区域農地に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。</u></p>	<p>る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例付則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。</p>
<p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化</u></p>	<p>第13条の3 市街化区域農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>（免税点の適用に関する特例）</p> <p>第14条 付則第12条、第13条、第13条の2又は第13条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、付則第12条、第13条又は第13条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、付則第13条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地（付則第13条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については付則第13条の2第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。</p> <p>（特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第15条 付則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（付則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3</p>	<p>係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>（免税点の適用に関する特例）</p> <p>第14条 付則第12条、第13条、第13条の2又は第13条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、付則第12条、第13条又は第13条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、付則第13条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地（付則第13条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については付則第13条の2第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。</p> <p>（特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第15条 付則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（付則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3</p>

改 正 後	改 正 前
<p>までの規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税</u>については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和9年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 （略）</p>	<p>までの規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税</u>については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 （略）</p>
<p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第16条の3 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5） <u>付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「所得割</u></p>	<p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第16条の3 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>（1）～（4） （略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p>

改 正 後	改 正 前
第18条 (略) 2～4 (略) 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)	第18条 (略) 2～4 (略) 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略)
第19条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)	第19条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略)
第20条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用について</u>	(b) (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略)

改 正 後	改 正 前
<p>では、付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによ</p>	<p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによ</p>

改 正 後	改 正 前
る。 (1)～(4) (略) <u>(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用について</u> ては、付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。	る。 (1)～(4) (略)
3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用について</u> ては、付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。	3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略)
6 (略)	6 (略)

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の狛江市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和6年3月31までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の施行に伴い、所要の改正を行うため。

報告第 2 号

狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年3月30日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和6年4月26日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

専 決 処 分 書

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法第179条第1項の規定により、狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

報告第 2 号別紙

狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例

狛江市都市計画税条例（平成 3 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
付 則	付 則
1・1 の 2 (略)	1・1 の 2 (略) <u>(法附則第15条第32項の条例で定める割合)</u>
(法附則第15条第32項の条例で定める割合)	2 法附則第15条第32項に規定する市の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 <u>(法附則第15条第37項の条例で定める割合)</u>
2 法附則第15条第32項に規定する市の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 <u>(法附則第15条第37項の条例で定める割合)</u>	3 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 <u>(法附則第15条第38項の条例で定める割合)</u>
3 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 <u>(法附則第15条第38項の条例で定める割合)</u>	4 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。
4 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 <u>(法附則第15条第42項の条例で定める割合)</u>	(法附則第15条第43項の条例で定める割合)
5 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。	5 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。
6 (略)	6 (略)
(宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例)	(宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例)
7 宅地等に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額	7 宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額

改 正 後	改 正 前
<p>が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る<u>令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5</u>）を乗じて得た額を加算した額（<u>令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額</u>）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>9 付則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p> <p>11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定</p>	<p>9 付則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p> <p>11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定</p>

改 正 後	改 正 前
<p>資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p> <p>（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>12 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>	<p>資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p> <p>（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>12 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。<u>以下この項において同じ。</u>）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>
(略)	(略)
13 (略)	13 (略)
14 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により市税条例付則第13	14 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により市税条例付則第13

改 正 後	改 正 前
<p>条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p> <p>15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額</u>は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>16 （略）</p>	<p>条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（<u>令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額</u>）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p> <p>15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整都市計画税額</u>は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>16 （略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>17 付則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、付則第7項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>付則第8項</u>、第10項及び第11項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、付則第10項から第12項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、付則第12項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第13項から第15項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、付則第14項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p> <p>18 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第34項まで、第37項、第38項、第42項</u>若しくは<u>第45項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>19 (略)</p>	<p>17 付則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、付則第7項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>付則第7項、第8項、第10項及び第11項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、付則第10項から第12項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、付則第12項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第13項から第15項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、付則第14項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p> <p>18 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第35項まで、第38項、第39項、第43項</u>若しくは<u>第46項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>19 (略)</p>

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の柏江市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の施行に伴い、所要の改正を行うため。

報告第 3 号

狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年3月30日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和6年4月26日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

専 決 処 分 書

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法第179条第1項の規定により、狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

報告第 3 号別紙

泊江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

泊江市国民健康保険税条例（平成 6 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(課税額)	(課税額)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>24万円</u> とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>22万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>22万円</u> とする。
4 (略)	4 (略)
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第20条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>24万円</u> を超える場合には、 <u>24万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。	第20条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>22万円</u> を超える場合には、 <u>22万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所	(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所

改 正 後	改 正 前
<p>得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>53万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>2・3（略）</p>

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の柏江市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第138号）の施行に伴い、所要の改正を行うため。

議案第27号

狛江市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年4月26日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

狛江市附属機関の設置に関する条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
附 属 機 関 の 属 す る 執 行 機 関	名 称	所掌事務	附 属 機 関 の 属 す る 執 行 機 関	名 称	所掌事務
市長	(略)	(略)	市長	(略)	(略)
	健康づくり推進協議会	市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申すること。 (1) 各種健康診査、健康相談、保健栄養指導、健康教育その他市の保健事業に関すること。		健康づくり推進協議会	市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申すること。 (1) 各種健康診査、健康相談、保健栄養指導、健康教育その他市の保健事業に関すること。

改 正 後		改 正 前
	<p>(2) 市の健康づくりに係る計画に関すること。</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認める事項</p>	<p>(2) 市の健康づくりに係る計画に関すること。</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認める事項</p>
地域公共交通会議	<p>市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申すること。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。</p> <p>(2) その他市長が必要と認める事項</p>	
教育委員会	(略)	教育委員会 (略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域公共交通会議を附属機関として位置付けること伴い、所要の改正を行うため。

議案第28号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年4月26日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>報酬額表</p> <p>（単位：円）</p> <table border="1"><thead><tr><th>職名</th><th>区分</th><th>報酬額</th></tr></thead><tbody><tr><td>（略）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>災害医療コーディネーター</td><td>災害医療・薬事コーディネーター 運営委員会 1日当たり の額</td><td>12,300</td></tr></tbody></table>	職名	区分	報酬額	（略）			災害医療コーディネーター	災害医療・薬事コーディネーター 運営委員会 1日当たり の額	12,300	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>報酬額表</p> <p>（単位：円）</p> <table border="1"><thead><tr><th>職名</th><th>区分</th><th>報酬額</th></tr></thead><tbody><tr><td>（略）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>災害医療コーディネーター</td><td>災害医療・ 薬事コーディネーター 運営委員会 1日当たり の額</td><td>12,300</td></tr></tbody></table>	職名	区分	報酬額	（略）			災害医療コーディネーター	災害医療・ 薬事コーディネーター 運営委員会 1日当たり の額	12,300
職名	区分	報酬額																	
（略）																			
災害医療コーディネーター	災害医療・薬事コーディネーター 運営委員会 1日当たり の額	12,300																	
職名	区分	報酬額																	
（略）																			
災害医療コーディネーター	災害医療・ 薬事コーディネーター 運営委員会 1日当たり の額	12,300																	

改 正 後			改 正 前		
	医療救護活動 1 日当たりの額	<u>23,200</u>		医療救護活動 1 日当たりの額	<u>22,900</u>
	医療救護活動で 1 日に 3 時間を超えた場合にあっては、その 3 時間を超えた時間に対して活動 1 時間当たりの額	7,640		医療救護活動で 1 日に 3 時間を超えた場合にあっては、その 3 時間を超えた時間に対して活動 1 時間当たりの額	<u>7,570</u>
	合同訓練等参加 1 日当たりの額	<u>19,400</u>		合同訓練等参加 1 日当たりの額	<u>19,200</u>
	合同訓練等参加で 1 日に 3 時間を超えて参加した場合にあっては、その 3 時間を超えた時	6,420		合同訓練等参加で 1 日に 3 時間を超えて参加した場合にあっては、その 3 時間を超えた時	<u>6,360</u>

改 正 後			改 正 前		
	間に対して 参加 1 時間 当たりの額			間に対して 参加 1 時間 当たりの額	
災害薬事コーディネーター	災害医療・ 薬事コーディネーター 運営委員会 1 日当たり の額	12,300	災害薬事コーディネーター	災害医療・ 薬事コーディネーター 運営委員会 1 日当たり の額	12,300
	医療救護活 動又は薬事 活動 1 日当 たりの額	<u>16,800</u>		医療救護活 動又は薬事 活動 1 日当 たりの額	<u>16,600</u>
	医療救護活 動又は薬事 活動で 1 日 に 3 時間を 超えた場合 にあつて は、その 3 時間を超え た時間に対 して活動 1 時間当たり	<u>5,500</u>		医療救護活 動又は薬事 活動で 1 日 に 3 時間を 超えた場合 にあつて は、その 3 時間を超え た時間に対 して活動 1 時間当たり	<u>5,450</u>

改 正 後			改 正 前		
	の額			の額	
	合同訓練等 参加 1 日当 たりの額	<u>14,200</u>		合同訓練等 参加 1 日当 たりの額	<u>14,000</u>
	合同訓練等 参加で 1 日 に 3 時間を 超えて参加 した場合に あっては、 その 3 時間 を超えた時 間にに対して 参加 1 時間 当たりの額	<u>4,550</u>		合同訓練等 参加で 1 日 に 3 時間を 超えて参加 した場合に あっては、 その 3 時間 を超えた時 間にに対して 参加 1 時間 当たりの額	<u>4,510</u>
(略)			(略)		
学校運営協議会委員	日額	1,000	学校運営協議会委員	日額	1,000
地域公共交通会議	会長・分科 会会长	日額	12,300		
	委員・分科 会委員	日額	9,200		

改 正 後				改 正 前			
地方自治法（昭和22年法律第67号） 第138条の4第3項 の規定に基づいて 設置された附属機 関の委員及びその 他法令の規定に基 づいて設置された 機関の構成員でこ の表中他の各項に 該当しないもの (別に規定のある 場合を除く。)	会長又は委 員長	日額	12,300	地方自治法（昭和22年法律第67号） 第138条の4第3項 の規定に基づいて 設置された附属機 関の委員及びその 他法令の規定に基 づいて設置された 機関の構成員でこ の表中他の各項に 該当しないもの (別に規定のある 場合を除く。)	会長又は委 員長	日額	12,300
(略)	委員	日額	9,200	(略)	委員	日額	9,200

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

東京都及び公益社団法人東京都医師会の協定に基づく報酬額改定等に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 29 号

中央図書館のあり方に関する住民投票条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく中央図書館のあり方に関する住民投票条例の制定の請求を令和6年4月15日に受理したので、同条第3項の規定により、次のとおり意見を付けて議会に付議する。

令和6年4月26日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法第74条第1項の規定に基づく中央図書館のあり方に関する住民投票条例の制定の請求を受理したことに伴い、同条第3項の規定に基づき、意見を付けて議会に付議するもの。

中央図書館のあり方に関する住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、中央図書館のあり方に関して、市民の意思を明らかにするための住民投票を行い、市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(住民投票の実施)

第2条 住民投票は、次のとおり実施する。

(1) 住民投票に付する事項は、中央図書館のあり方に関して市民の意思を明らかにするため、市民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

(2) 住民投票は、市民の意思が正しく反映されるものでなければならない。この条例の解釈及び運用は、市民の意見表明の自由を保障すると共に、市民の意思形成の機会拡大に資するよう、これを行わなければならない。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議によりその権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を、狛江市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任するものとする。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から60日以内に執行するものとする。

(投票の資格者)

第5条 住民投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第21条第1項に規定する選挙人名簿に登録される資格を有するものとする。

(投票の方法)

第6条 住民投票は秘密投票とし、1人1票とする。

2 住民投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、中央図書館のあり方に関して、現在狛江市が示している「狛江市民センター改修等基本方針」の分割・移転計画に賛成の場合は「分割・移転」の欄に、分割・移転計画ではなく現在地で拡充を求める場合には「現在地で拡充」の欄に、自ら○の記号を記載して、投票箱に入れなければならない。

3 前項に規定する○の記載方法は、○の記号を自書する方法によるものとする。

4 前項の規定に関わらず、心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記入することができない投票人は、投票管理者に申し立て代理投票をさせることができる。

5 点字による投票の方法は、別に定める。

(情報公開)

第7条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、市民が適切な情報に基づいて判断できるよう必要な情報提供を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に留意しなければならない。

3 選挙管理委員会は、住民投票を実施するに当たって、住民投票広報の発行、住民投票広報広告の掲載その他の投票資格者が投票の判断をするのに必要な広報活動を行うと共に、投票条件に関わる情報の公開、提供に努めなければならない。

4 選挙管理委員会は、前項の広報活動及び情報の公開、提供に際しては、投票案件に対する「分割・移転」および「現在地で拡充」の意見を公平かつ中立に扱うよう留意しなければならない。

(住民投票運動)

第8条 住民投票運動は自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

(投票及び開票)

第9条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人、その他住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、規則で定めるほか、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定の例による。

(住民投票結果の告示等)

第10条 選挙管理委員会は、開票を行い投票結果が確定したときは、直ちにこれを公表すると共に、当該公表の内容を市長及び市議会に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第11条 市長及び市議会は住民投票の結果を尊重しなければならない。この場合において、投票した者の「分割・移転」または「現在地で拡充」のいずれか過半数の結果の重みを斟酌しなければならない。

(規則への委任等)

第12条 この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、住民投票の実施の日の翌日から起算して90日を経過した後に、その効力を失う。

意見書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項により制定の請求がありました中央図書館のあり方に関する住民投票条例を市議会に付議するに当たり、同条第 3 項の規定により次のとおり意見を申し上げます。

■新設図書館整備等の経緯

中央図書館が入っている泊江市民センター（以下「市民センター」という。）は昭和 52 年に開館し、平成 27 年度に築 40 年を目途に行う老朽化対応の改修と耐震補強の工事を行う計画でした。平成 25 年度に教育委員会に設置した検討委員会において、耐震改修工事と同時に老朽化している給排水設備等の更新と施設の間取り等の改修も同時に行い、限られたスペースの中で部屋の配置等を行う改修案をとりまとめ、説明会を行いましたが、市民センターの充実を求める要望や市議会への陳情が採択されたことなどから、一旦、改修を見送ることにしました。その後、市民センターを考える市民の会が発足し、1 年以上かけて検討していただき、提案書の提出をいただきました。それを受けまして、市として整備費用や将来費用を明らかにし、実現可能性を探るための調査を行うとともに、市民センターを利用されていない方も含めて広く意見を伺うため、市民アンケートを実施しました。

これらの経過を踏まえた上で、現状の市民センターの設備の老朽化に早急に対応しなければならない状況や、社会保障費を始めとする行政需要の増加や将来的な財政負担などを勘案すると市民センターの建替えが難しい状況の中で、少しでも公民館及び図書館の機能の充実を図ることができるよう、その他の市の施策も含めて総合的に検討し、市民センターの改修において図書館機能の一部を残しつつ、新設図書館を比較的近い場所に整備することとする市民センター改修等基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しました。これは、市民の声を少しでも反映できるよう検討したからこそ、その他の行政課題等も踏まえた上で、当初の改修案から大きく見直し、拡充を図れるよう、施設の配置や規模について示したものです。

■市民参加の手続き

泊江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（平成 15 年条例第 1 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項第 4 号の規定において、市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定及びその利用や運営に関する方針又はそれらの変更をする場合には、あらかじめ市民参加の手続きを行わなければならないとしています。しかしながら、施設の設置・配置に当たっては、用地の確保、立地の条件、そして、施設の整備・改修・更新及び維持管理に要する総コストなどを総合的に検討する必要があり、限られた財源の中で、将来世代に過度な負担を積み残すことがないよう適切な行財政運営に努めることは、市民に対して行政が負うべき重要な責務です。こうした趣旨に鑑み、地方自治法令上、公の施設の設置及び管理に関しての事項は市議会での議決が必要な条例で定めることや予算の議決が必要であること等が規定されており、行政の適正・公平な実施を市議会において法的コントロールの下に置くた

めの措置が取られています。

直接請求の要旨において、基本方針の決定に際して、市民参加の手続きが十分に行われていないとのことです。基本方針は、施設の配置や規模を示したものであって、施設の利用に当たっての機能や運営等の詳細を示したものではありません。施設の利用に当たっての機能や運営等の詳細については、利用する市民の意見を広く反映すべきであることから、条例に基づく市民参加の手続きを行い、基本計画等の策定を行うこととしているものであり、市民センター改修及び新図書館整備基本構想（以下「基本構想」という。）は、これらの手続きを踏ました上で策定しました。また、市議会において基本構想、基本設計及び実施設計に係る予算の議決をいただいた上でこれまで進めてきたものです。

市民参加の手続きは、それぞれの施策に応じて行うものであり、案件によってその手続きは異なります。以前に設置した北部児童館や子ども家庭センターの移転も含めた子育て・教育支援複合施設、旧泊江第七小学校の跡地利用においても設置場所や規模等については、市が示した上で、その後の基本計画等の策定に当たっては、それぞれ市民参加の手続きを行っており、今回の基本方針及び基本構想の策定についても同様の手順で進めてきました。

■図書館の充実

直接請求の要旨において、図書館が拡充されないことについて失望の声があるとのことですが、基本構想では、新設図書館と市民センター図書コーナーで形成される新図書館が核となり、コンパクトなまちを活かしたサービス網を構築することとしており、また、地域センター等の図書室や学校図書館との連携を図り、市全体で図書サービスの充実を図ることとしています。

また、中央図書館や各図書室全体で現状の約30万冊の蔵書を約36万3千冊へ増やすとともに、電子図書についてもタイトル数を増やすなど蔵書規模の充実を図るほか、サービス面においても、小さなまちの宝箱をコンセプトに、既存のサービスに加え、ICTを活用したハイブリッドサービスやイノベーションライブラリーなど、より充実を図ることとしています。

■総括

直接請求の要旨において、市民の合意を得られたものとは言えないとのことですが、この度の条例制定に係る直接請求については、地方自治法の規定に基づいて請求されたものであり、間接民主主義を補完する制度であることは、充分に理解をしているものの、市民の多様な意見をくみ取って、市政に適切に反映していくことは、公選により選出された市長及び市議会としての役割であると認識しています。

この点において、令和4年6月の市長選挙におきまして、市民センター改修及び新設図書館整備に関しては結果的には大きな争点になったところであり、私は新しい市民センター及び新設図書館の魅力を訴え、市民からの負託をいただいたものと考えています。また、市議会においても、これまでに様々な議論が行われ、令和6年度予算において関係予算の議決をいただいたところですので、民意が反

映されているものと考えています。

これまで、市民参加の手続きを経て策定した基本構想を踏まえ、基本設計及び実施設計を行ってきたところであり、市民センターは令和7年11月頃に開館、また、新設図書館は令和8年10月頃に開館する予定で進めているところです。

市民センターについては、既に当初の工事予定より9年が経過しており、施設設備の老朽化に対応できていないため、利用者に不便をお掛けし続けている状況です。これ以上に遅らせることがないように、計画どおり着実に進め、多くの市民の皆様に利用され、また、愛される図書館及び市民センターをめざし、施設整備を進めることが市民からの負託に応えるものです。

また、本条例案では、新図書館について「分割・移転」又は「現在地で拡充」のいずれかを投票し、市長及び市議会は「いずれか過半数の結果の重みを斟酌しなければならない」と規定されております。しかしながら、「現在地で拡充」する場合については、実現可能性を探る調査の中で検証し、多額の財政負担が生じることなどから、その他の行政課題を踏まえると実現することが難しいところであり、基本方針に基づいてこれまで進めてきた現段階において、「現在地で拡充」することについて改めて問うことは現実的ではありません。

以上のことから、市としましては、住民投票を実施することには意義を見いだしがたいと考えています。

議員の皆様におかれましては、慎重な御審議をいただき、適切な御判断をお願い申し上げ、本条例案に対する意見といたします。

令和6年4月26日

狛江市長 松原 俊雄

狛江市条例制定請求書

中央図書館のあり方に関する住民投票条例制定請求の要旨

1. 請求の要旨

私たちは、中央図書館の改修によって設置される「新図書館」は、市の計画どおり「分割・移転」か、分割せず「現在地で拡充」かについて住民投票で市民の意見を聞くために、狛江市議会において中央図書館のあり方に関する住民投票条例を制定されるよう請求します。

2020年8月に「狛江市民センター改修等基本方針」が策定され、狛江市中央図書館を分割・移転する方針が決定事項として示されました。中央図書館及び公民館が入る市民センターの老朽化対策及び拡充のための改修（増改築）は多くの市民の強い要望です。しかし、子どもの本とおとなの本を約400メートル離れた別々の施設に分割配置するという、「基本方針」で示された中央図書館の分割・移転については、多くの市民から「不便になる」などの声が出されています。

中央図書館は毎年延10万人以上の市民が利用する（「図書館・図書室事業報告書」）最も利用の多い公共施設のひとつです。2023年10月までに示された「基本構想」及び「基本設計」では、現在の市民センター内に子どもの本と新聞・雑誌等を配置し、新施設におとな向けの本を配置するとしています。他市と比べても貧弱な中央図書館がほとんど拡充されないことについても、失望の声があがっています。利用者が分断され、図書館がめざす「だれにとっても利用しやすい図書館」（「市民提案書」）の実現は困難です。資料の分散により、「地域の情報拠点」として、暮らし・仕事・地域の課題解決を支援する図書館の実現も困難となりかねません。図書館で働く職員の業務負担の増加になることも予想されます。

「基本方針」の決定方法についても、「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する条例（市民参加条例）」に則った手続きが十分に行われていないことが指摘されています。「基本方針」の見直しを求める署名は2023年12月までに4300筆以上が集められ、狛江市長あてに提出されています。特に、中央図書館を分割・移転することについては、市民の合意が得られたものとは言えません。一度建設されれば、今後数十年使い続けることとなる図書館のあり方について、市民参加条例に定められた通り、しっかりと市民の声を聞き、その意見が反映されることを求めます。

2. 請求代表者

狛江市 [REDACTED] 小俣 三郎 [REDACTED] 無職 1943年5月23日生まれ 男

狛江市 [REDACTED] 周東 三和子 [REDACTED] 無職 1947年2月2日生まれ 女

狛江市 [REDACTED] 立川 節子 [REDACTED] 無職 1950年3月24日生まれ 女

狛江市 [REDACTED] 林 健彦 [REDACTED] 無職 1947年5月2日生まれ 男

上記のとおり地方自治法第74第1項の規定により、別紙条例案を添えて条例の制定を請求します。



2024年4月15日

狛江市長 松原俊雄 様

中央図書館のあり方に関する住民投票条例案

(目的)

第1条 この条例は、中央図書館のあり方に関して、市民の意思を明らかにするための住民投票を行い、市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(住民投票の実施)

第2条 住民投票は、次のとおり実施する。

(1)住民投票に付する事項は、中央図書館のあり方に関して市民の意思を明らかにするため、市民による投票(以下「住民投票」という。)を行う。

(2)住民投票は、市民の意思が正しく反映されるものでなければならない。この条例の解釈及び運用は、市民の意見表明の自由を保障すると共に、市民の意思形成の機会拡大に資するよう、これを行わなければならない。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、協議によりその権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を、狛江市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)に委任するものとする。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日(以下「投票日」という。)は、この条例の施行の日から60日以内に執行するものとする。

(投票の資格者)

第5条 住民投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第21条第1項に規定する選挙人名簿に登録される資格を有するものとする。

(投票の方法)

第6条 住民投票は秘密投票とし、1人1票とする。

2 住民投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、中央図書館のあり方に関して、現在狛江市が示している「狛江市民センター改修等基本方針」の分割・移転計画に賛成の場合は「分割・移転」の欄に、分割・移転計画ではなく現在地で拡充を求める場合には「現在地で拡充」の欄に、自ら〇の記号を記載して、投票箱に入れなければならない。

3 前項に規定する〇の記載方法は、〇の記号を自書する方法によるものとする。

4 前項の規定に関わらず、心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に〇の記号を記入することができない投票人は、投票管理者に申し立て代理投票をさせることができる。

5 点字による投票の方法は、別に定める。

(情報公開)

第7条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、市民が適切な情報に基づいて判断できるよう必要な情報提供を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に留意しなければならない。

3 選挙管理委員会は、住民投票を実施するに当たって、住民投票広報の発行、住民投票広報広告の掲載その他の投票資格者が投票の判断をするのに必要な広報活動を行うと共に、投票条件に関わる情報の公開、提供に努めなければならない。

4 選挙管理委員会は、前項の広報活動及び情報の公開、提供に際しては、投票案件に対する「分割・移転」および「現在地で拡充」の意見を公平かつ中立に扱うよう留意しなければならない。

(住民投票運動)

第8条 住民投票運動は自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

(投票及び開票)

第9条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人、その他住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、規則で定めるほか、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)の規定の例による。

(住民投票結果の告示等)

第10条 選挙管理委員会は、開票を行い投票結果が確定したときは、直ちにこれを公表すると共に、当該公表の内容を市長及び市議会に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第11条 市長及び市議会は住民投票の結果を尊重しなければならない。この場合において、投票した者の「分割・移転」または「現在地で拡充」のいずれか過半数の結果の重みを斟酌しなければならない。

(規則への委任等)

第12条 この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、住民投票の実施の日の翌日から起算して90日を経過した後に、その効力を失う。

狛江市条例制定請求署名収集証明書

狛江市中央図書館のあり方に関する住民投票条例制定請求書に添えて提出する中央図書館のあり方に関する住民投票条例制定請求者署名簿には、地方自治法第74条第5項の規定により、2024年3月1日付で告示された選挙権を有する者の総数の50分の1（1393人）により有効署名があることを証明します。

2024年4月15日

狛江市条例制定請求代表者

小俣 三郎



周東 三和子



立川 節子



林 健彦

